平成２４年（フ）第６５号
長崎県佐世保市吉井町春明81番地２
債務者　深井　重也
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷971番地
債務者　荒野　辰美
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
青森県八戸市是川５丁目１番地８、前住所青森県八戸市長者４丁目６番15号　アーバンビレッジＣ106号
債務者　山本　公勝
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
青森県三戸郡階上町蒼前西５丁目９番地2288　メゾン・エスペランスＤ号、前住所青森県三戸郡階上町大字道仏字横沢山１番地486
債務者　中屋敷武雄
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
青森県八戸市大字妙字花生８番地95　ウッディハイムＢ棟２号、前住所青森県八戸市小中野３丁目11番６号
債務者　佐々木　隆
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
青森県八戸市大字妙字花生８番地95　ウッディハイムＢ棟２号、前住所青森県八戸市小中野３丁目11番６号
債務者　佐々木郁子
１　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
松江市東津田町359番地１　サングロウＡ１・101号
債務者　竹田　晴美
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８０号
横浜市南区井土ケ谷下町28番地15
債務者　秋山　秀幸
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０２７号
横浜市旭区左近山1010番地１　左近山団地８街区20棟505号
債務者　野間　奈美
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３３号
横浜市神奈川区西大口130番地１　ヒルサイドコーポ306号
債務者　内田　博康
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０７９号
神奈川県高座郡寒川町倉見1405番地21
債務者　山崎　光男
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６号
島根県出雲市大津朝倉２丁目６番地９レオパレスＱ’ｓ―207、前住所島根県出雲市大社町修理免461番地１
債務者　竹田　絵美
１　決定年月日時　平成24年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月27日午後４時
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９１８号
東京都福生市大字福生2140番地３大木荘102号室
債務者　溝上　理恵
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７８号
東京都八王子市館町389番地１グリーンアートイノウエ303号
債務者　岩崎　　賢
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７９号
東京都八王子市館町389番地１グリーンアートイノウエ303号
債務者　岩崎　都子
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０３６号
東京都八王子市南大沢３丁目４番地６―206
債務者　高倉　利江
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部